

～Anti-Fraud Program（不正リスク管理プログラム）および Global Whistle-Blowing System（GWS）（グローバル内部通報制度）～

アイキューブ・グループ/One Asia Lawyers 共催

「フィリピン不正防止システムに関するウェビナー」

今般、企業内部の不祥事が内部者による告発によって明るみになる事例が多発しています。不祥事の程度によっては、監督省庁から行政処分、株主・消費者からの経営責任を追及する訴訟などの法的リスクの発生はもちろん、なにより企業として健全性に対する信頼が損なわれる「レピュテーションリスク」は計り知れないものがあります。さらに経営のグローバル化が進み、コンプライアンスの徹底は、日本国内だけではなく世界全体で必須となってきました。特に日本の不正競争防止法、アメリカの Foreign Corrupt Practices Act（FCPA）やイギリスの Bribery Act など域外適用がなされるコンプライアンス法規が一般化し、日本・アジア地域でのコンプライアンス違反の影響は当該地域に限定されず、全世界のビジネスに多大な影響を与えることが当たり前になっています。



フィリピンにおいては、2021 年 10 月、FATF（マネーロンダリングに関する金融活動作業部会）にて強化モニタリング対象国に指定され、現在、コーポレートガバナンスの強化が求められています。その一環として、フィリピン改正会社法でも、コーポレートガバナンス体制の強化が新たに規定されました。違反があった場合、取締役や株主も処罰の対象となり得ます。また、取締役の責任も重くなり、会社として不正防止に対する対策を取っていくことが必要不可欠となっています。例えば、改正会社法に記載の通り、収賄に対する以下防止策の導入が行われず、従業員や役員が収賄等を行った場合、取締役も関与したものとみなされ、最大 5 百万ペソの罰金刑他の刑罰の対象となります。

そのため、フィリピンにおいて子会社を有する日本企業においても、①透明性が高くかつ合法的な業務遂行のための安全策および、②不正及び贈賄に対する方針、倫理規定、手続きなどの策定を経営陣が指示することが必要となっております。このようなコーポレートガバナンスを強化する手法として最も有効な方法が、不正リスク管理プログラムおよび内部通報制度となっており、今般、非常にそのニーズが高まっています。

本ウェビナーでは、フィリピンにおける不正防止に関する法的事項を開説するとともに、導入が必要な不正リスク管理プログラム及びグローバル内部通報制度に関して、ご紹介させていただきます。

★開催概要★

■日時：**2022 年 6 月 20 日（月）午後 3 時から 4 時半（日本時間）**（ライブ配信）

※ウェビナー形式となっており、お申し込みをいただいた方に、リンクとパスワードを送付いたしますので、勤務先はもちろん在宅などでも受講することが可能です。

※また、ビデオ配信もその後行う予定ですので、上記のライブ配信に参加できない方も後日受講可能です。

■配信形式：Zoom Webinar

■定 員：なし

■費用：無料

■申込 URL：

■参加方法：メールでご案内する Zoom の URL から参加ください。

■＜講師＞（講師は変更の可能性がございます）

★第 1 部：フィリピンにおける不正リスク管理プログラム 15:00～15:40

- ・株式会社アイキューブ 代表取締役 公認会計士 坂本直弥
- ・株式会社アイキューブ 公認内部監査人 ジェラルディン・バートン

★第 2 部：フィリピンにおける内部通報制度構築の必要性 15:40～16:20

One Asia Lawyers Group フィリピンチーム

- ・日本法弁護士（ジャパンドeskマネージャー） 難波泰明
- ・フィリピン法弁護士 大場正巳
- ・フィリピン法弁護士 Jennebeth Kae Cainday
- ・シンガポール法・日本法・アメリカ NY 州法弁護士 栗田哲郎

★第 3 部：質疑応答 16:20～16:30

■本セミナーに関するお申込み、お問い合わせは以下までお願いいたします。

seminar@oneasia.legal / icube.japandesk@linc.asia

◆One Asia Lawyers グローバル内部通報制度（GWS）のご案内

One Asia Lawyers グループにおいては、日本国内だけではなく、アジア各地に自らのオフィス・提携事務所を有している強みを生かし、日本国内だけではなく、アジア・グローバルで一括のコンプライアンス規定の整備、アジア・グローバル各地における内部通報制度窓口の設置の法的支援を行っております。かようなアジア・グローバル一括のコンプライアンス規定の整備・内部通報制度の設置は、日本・アジア等の各国の弁護士によるレビュー・監修を受けており、日本・アジア等の各国において実際に不正事案等が発生した場合においても、各国の弁護士が迅速に対応することができる体制を整えております。 One Asia Lawyers グループにおいては、日本・アジア等各国にオフィス・提携事務所を有している強みを生かし、日本だけではなく、アジア各国において、外部機関における内部通報窓口として対応することが可能です。対応は、電話、ファクス、メールなどの各種の通信手段における対応が可能であり、連絡を受けて日本・アジアにおいて迅速に面談を行うことも可能です。また、日本語・英語のみだけではなく、各国におけるローカル言語にも対応しており（一部の法域を除く）、アジア子会社の内部通報窓口としては実効性の高い体制の構築が可能です。 One Asia Lawyers グループのグローバル内部通報制度（GWS）の詳細は以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://wb.oneasia.legal/>